部長及び参事官　　生企発第234号
殿　　令和２年３月31日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の規定に基づく手数料の免除に関する適用についての一部改正について（通達甲）

高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号）第21条第２項に規定する手数料の免除の適用については、「高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の規定に基づく手数料の免除に関する適用について（通達甲）」（平成28年３月18日生企発第291号）に基づき実施しているところであるが、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、当該通達甲の一部を別記のとおり改正し、令和２年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、改正要点は次のとおりである。

（一部改正の要点）

改正法の施行による古物営業法（昭和24年法律第108号）の一部改正に伴い、古物営業法の引用規定の整理をしたこと。

別記

新旧対照表

新	旧
高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の規定に基づく手数料の免除に関する適用について（通達甲）（抜粋） 略 記 行政側の事由により住居等の表示が形式的に変更されたことに伴う書換えであって、次に掲げるものに係る手数料については、条例第21条第２項の規定に基づき免除することができるものとする。 １　略 ２　古物営業法（昭和24年法律第108号）第７条第５項の規定に基づく古物商許可証又は古物市場主許可証の書換えのうち、次に掲げる記載事項の変更 (1)・(2)　略 ３～５　略	高知県警察手数料徴収条例第21条第２項の規定に基づく手数料の免除に関する適用について（通達甲）（抜粋） 略 記 行政側の事由により住居等の表示が形式的に変更されたことに伴う書換えであって、次に掲げるものに係る手数料については、条例第21条第２項の規定に基づき免除することができるものとする。 １　略 ２　古物営業法（昭和24年法律第108号）第７条第４項の規定に基づく古物商許可証又は古物市場主許可証の書換えのうち、次に掲げる記載事項の変更 (1)・(2)　略 ３～５　略